

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成24年6月8日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン盛岡南ショッピングセンター 盛岡市本宮七丁目1番1号

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年6月1日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月24日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ピーシーデポコーポレーション

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ピーシーデポ盛岡本店 盛岡市本宮四丁目39番50号

ウ 変更しようとする事項 駐輪場の位置

エ 変更する年月日 平成24年6月1日

オ 変更の理由 店舗計画の変更のため

(2) 届出年月日 平成24年5月28日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社デンコードー

(イ) 株式会社サンデー

(ウ) 株式会社ホットマン

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 前潟ショッピングセンター 盛岡市前潟三丁目2番1号ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年5月30日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月29日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

4(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 協同組合盛岡南ショッピングセンター

(イ) 有限会社大七

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡南ショッピングセンター・サンデー紫波店 紫波郡紫波町桜町一丁目12番1号ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年5月30日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月29日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び紫波町役場

5(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンモール株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール盛岡 盛岡市前潟四丁目7番1号ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年6月1日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月29日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所